

国官参企第21号  
国自旅第375号  
令和6年3月15日

北海道運輸局長 殿

物流・自動車局長  
(公印省略)

### 精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引等に関する協力について

標記について、総合政策局長より別添1のとおり協力依頼があったことを踏まえ、管内の旅客自動車運送事業者及び自動車道事業者に対し、あらゆる機会を捉え精神障害者についても、身体障害者等を対象として実施している各種運賃割引等の適用の対象とすること等について検討するよう、理解と協力を求めるなど、所要の措置を講じられたい。

加えて、コミュニティバス等を運行している管内の市区町村等に対しても、コミュニティバス及びデマンド交通における精神障害者割引の導入が比較的進んでいない状況であることに鑑み、既存の各種運賃割引等の適用対象への追加も含めて、精神障害者への運賃割引等の実施が検討されるよう、参画する地域公共交通会議等の場を活用するなどにより積極的な働きかけを行われたい。

なお、管内の旅客自動車運送事業者及び自動車道事業者に対しては、身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対する運賃割引等に係る減収分について、運賃改定時における収入原価算定に盛り込むことが可能な旨を申し添えること。